

《R5活動組織研修会》

多面的機能支払交付金制度留意事項 (兵庫県からのお知らせ)

令和6年2月

兵庫県農地整備課

多面的機能支払交付金制度留意事項

- 1 多面的機能支払交付金制度1年延長
- 2 共同活動の安全管理
- 3 鳥獣害対策
- 4 外来種対策
- 5 その他

1 多面的機能支払交付金制度1年延長

多面的機能支払交付金 第2期対策の最終年度が1年延長 第3期対策は令和7年度からスタートすることとなりました。

多面的機能支払交付金は、5年を1期として施策の効果を検証し、見直しています。
令和5年度は第2期の最終年度でしたが、**第2期対策が1年延長**されることとなりました。
令和7年度から第3期がスタートです。



『ひょうご農地・水ニュース (第28号) 令和5年10月』より

1 多面的機能支払交付金制度1年延長

計画終期が令和5年度末となっている活動組織の方々は、
継続して活動に取り組むために

『計画の1年延長手続き』 もしくは、
『新たな事業計画の再認定』
が必要です。



1 多面的機能支払交付金制度1年延長

計画の1年延長手続き

制度	第2期						第3期				
	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度 (6年目)	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)

事務作業等

事務					計画1年 延長手続き※	交付金 残額精査	計画再認定				
----	--	--	--	--	----------------	-------------	-------	--	--	--	--

※単純な事業計画の延長を行う場合、提出書類を簡素化した手続きが可能です。

加算措置等

多面的機能の更なる増進	加算	加算	加算	加算	加算		(次期制度による)				
農村協働力の深化	加算	加算	加算	加算	加算	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定
水田の雨水貯留機能の強化の推進			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)				
広域化への支援	加算	加算	加算	加算	加算	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定

【留意事項】

- ・令和5年度中に、計画1年延長手続きをする必要があります。
- ・実施期間終了年度の残額精査が1年延長されます。

1 多面的機能支払交付金制度1年延長

新たな事業計画の再認定

制度	第2期						第3期				
	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度 (1年目)	令和7年度 (2年目)	令和8年度 (3年目)	令和9年度 (4年目)	令和10年度 (5年目)	令和11年度 (1年目)

事務作業等

事務					交付金残額精査	計画再認定	制度内容にあわせ 計画変更等 ※				
----	--	--	--	--	---------	-------	---------------------	--	--	--	--

※事業計画を変更すれば次期制度の適用を受けることを想定

加算措置等

多面的機能の更なる増進	加算	加算	加算	加算	加算	(活動増加により) 加算	(次期制度による)				
農村協働力の深化	加算	加算	加算	加算	加算	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定
水田の雨水貯留機能の強化の推進			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)				
広域化への支援	加算	加算	加算	加算	加算	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定

【留意事項】

- ・令和6年度当初に、計画の再認定をする必要があります。
- ・実施期間終了年度の残額精査を本年度中にする必要があります。
- ・次期制度の適用を受けるため、令和7年度に事業計画を変更する必要があります。

1 多面的機能支払交付金制度1年延長

(参考) 継続地区の場合(例:R3年度新規地区)

制度	第2期						第3期				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (1年目)	令和4年度 (2年目)	令和5年度 (3年目)	令和6年度 (4年目)	令和7年度 (5年目)	令和8年度 (1年目)	令和9年度 (2年目)	令和10年度 (3年目)	令和11年度 (4年目)

事務作業等

事務							制度内容にあわせ 計画変更等※	計画再認定			
----	--	--	--	--	--	--	--------------------	-------	--	--	--

※事業計画を変更すれば次期制度の適用を受けることを想定

加算措置等

多面的機能の更なる増進			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)				
農村協働力の深化			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定
水田の雨水貯留機能の強化の推進			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)				
広域化への支援			加算	加算	加算	加算	(次期制度による)	廃止予定	廃止予定	廃止予定	廃止予定

【留意事項】

- ・次期制度の適用を受けるため、令和7年度に事業計画を変更する必要があります。

2 共同活動の安全管理

【留意事項】

- ・ 機械の安全使用に関する研修は5年間に1回以上開催、又は参加するようにしてください。
- ・ 安全管理の徹底を図り、活動を行う前に、必ず保険に入りましょう。
- ・ 病院で診察を受けた事故、保険適用の事故などがあった場合は、速やかに市町担当部局に事故概要を報告してください。

【農地維持支払交付金】

○地域資源の基礎的な保全活動

- 3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修
次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。
2つを合わせて実施することも可能とする。
- ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
 - ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会、講習会等を開催する又はそれに参加すること。

【事故報告概要】

兵庫県〇〇市町 〇〇活動組織
作業内容：水路の草刈
被災者：〇〇歳男性 構成員
被災日時：令和〇年〇月〇日 〇時
事故状況：水路の草刈作業時、誤って側溝
に転落し、右足靭帯を損傷
保険の加入：有



『ひょうご農地・水ニュース（第28号）令和5年10月』より

4 鳥獣害対策

【留意事項】

- ・ 鳥獣を捕まえることが目的の費用について、多面的機能支払交付金で支出することはできません。
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の定額交付は直営することが条件となっているため、この場合の設置作業を外注することはできません。

【農地維持支払交付金】

○地域資源の基礎的な保全活動

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

(鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理)

【資源向上支払交付金（共同）】

○施設の軽微な補修

24 施設の機能診断

(活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、**鳥獣害防護柵**、防風ネット**等の状況確認を行う**)

30 農用地の軽微な補修 **(鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと)**



『活動取組事例集』より

4 鳥獣害対策

【資源向上支払交付金（共同）】

○多面的機能の増進を図る活動

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

（鳥獣被害防止のための対策施設の設置や管理、鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理、農地周りの藪等の伐採、農地や共同活動対象の農道・水路等への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動）

【資源向上支払交付金（長寿命化）】

※地域の状況に応じて追加するもの（県実施方針）

171 農用地の補修〔鳥獣害防護柵の補修〕

（鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでている場合、地域の合意に基づいて、補修等の対策を行う）

172 農用地の更新等〔鳥獣害防護柵の設置、更新〕

（農作物への被害がある場合、地域の合意に基づいて、若しくは鳥獣害防護柵が老朽化等により防護機能に支障がでている場合、更新等の対策を行う）

獣害防止柵の補修・設置

獣害防止柵の点検、補修



『活動取組事例集』より

4 外来種対策

多面的機能支払交付金で、外来生物の駆除を実施している組織もあります。

外来種駆除

ため池で釣り大会による外来種駆除と勉強会



外来種のジャンボタニシ駆除を呼掛ける看板を設置



小学生・大学生・NPO等が参加してため池のかいぼりを行い、
獲れた外来種を調理して命の大切さを体験



『活動取組事例集』より

【資源向上支払交付金（共同）】

○農村環境保全活動

40 外来種の駆除

(地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと)

【連絡事項】 ナガエツルノゲイトウとは？

通報をお願いします！



WEB「ひょうごの環境」



安易な駆除作業は逆効果です！！

ナガエツルノゲイトウは長時間の乾燥に耐え、ちぎれた茎や根から容易に再生します。刈払機で刈り取ったり、土にすき込んでしまうと、細かくちぎれて飛散した根や茎が枯死せず再生し、広範囲に被害を拡げてしまいます。

専門家と一緒に、適切な方法で駆除に取り組み、被害を抑えることも可能です。発見したらまずは下記へご連絡お願い致します。

この植物は「ナガエツルノゲイトウ」という***特定外来生物**で、
放置すると水辺や田畑に大繁茂します！

兵庫県 (078-362-3389) またはお住まいの自治体窓口にご連絡ください。

・発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。

・可能であれば、写真を撮影してください。

※ナガエツルノゲイトウを**生きたまま持ち運ぶことは違法**となります。

もっと知りたい！
兵庫県の自然

ひょうごの環境
兵庫県の自然環境
総合ページはこちら



外来生物の影響や対策、
法律について知りたい！

ひょうごの環境「外来生物」
兵庫県版ブラックリストや
外来生物法についてはこちら



兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389



5 その他

ひょうご農地・水ニュース(第28号)令和5年10月に活動書類のポイントが記載されています。

【活動組織規約】

- ◆総会の招集、結果通知は書面により欠席者も含めて構成員全員に周知する。
- ◆開催には構成員過半数の出席が必要。出席は委任状をもってかえることも可能。
- ◆議決は原則、出席者の過半数の賛成が必要。但し、規約の変更、構成員の除名など特別な事項は3分の2以上の賛成が必要。
- ◆総会終了後は、右図のような議事録等で総会の記録を残します。

見本	
令和〇年度 〇〇〇活動組織 総会議事録	
	令和〇年 〇月〇日
	時間 〇時~〇時
	場所 〇〇公民館
1. 開会	
2. 挨拶	
3. 出席人数	構成員 35人出席 / 40人中 委任状 5人
4. 議決事項	第1号議案 R6年度計画について 賛成 35人 否決 0人 第2号議案 R5年度報告について 賛成 35人 否決 0人 ・ ・
5. 閉会	

5 その他

【活動計画書、報告書】

【(長寿命化) 直営施工の実施について】

◆資源向上支払(長寿命化)の交付単価は、直営施工の有無で変わります。

(広域組織は一律)

直営施工有りの交付単価を選択される場合、(長寿命化)の計画では、☆直営施工の実施方針について「全て直営施工」または「一部直営施工」いずれかに○を選択する必要があります。また、直営部分の活動については活動記録への記載が必要です。

活動内容			延べ数量 (単位はkm か)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	○○水路の破損部分の補修	0.50 km	○	○	○		
農道	63 農道の補修	△△農道の路肩・法面の補修	0.10 km				○	○

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工

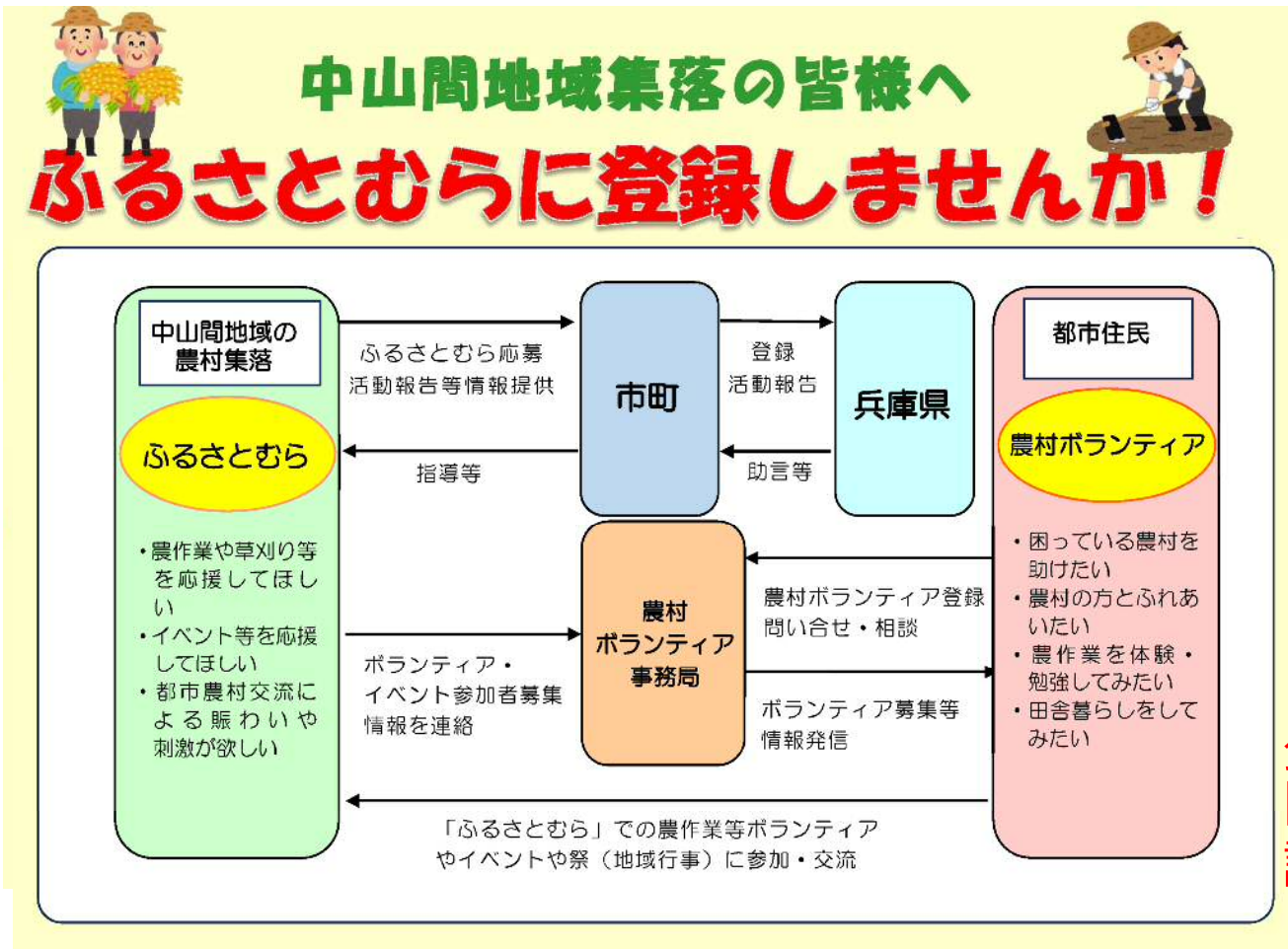
一部直営施工

直営施工は実施しない

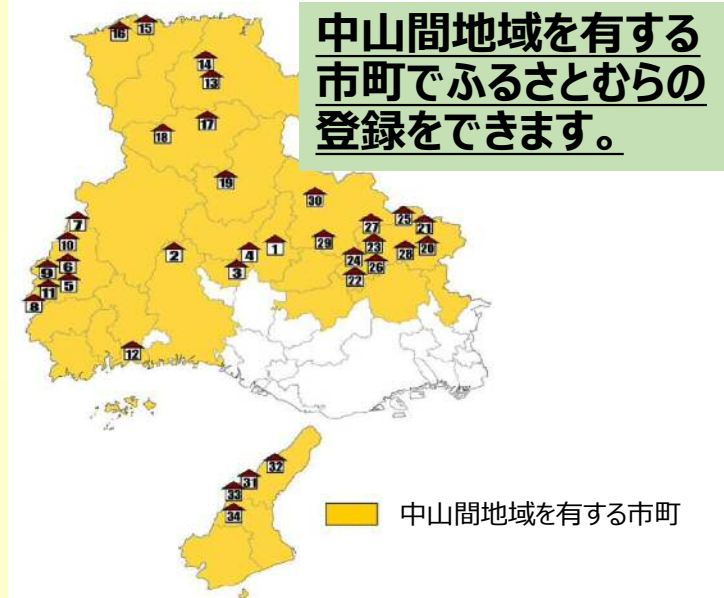


直営部分の活動については、活動記録への記載が必要です。忘れないようにしましょう。
長寿命化の実施は、3年以上の計画が必要です。

【配付資料の紹介】 ふるさとむらに登録しませんか！



県下のふるさとむら



公益社団法人 ひょうご農林機構
『農村ボランティアHP』で、
詳細の内容を確認できます。